

議案第 37 号

伊賀市いじめ問題調査委員会条例の制定について

伊賀市いじめ問題調査委員会条例を次のとおり制定しようとする。

平成 28 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市いじめ問題調査委員会条例

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という）第 30 条第 2 項の規定に基づき、伊賀市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織等)

第 3 条 調査委員会は、委員 4 人以内で組織する。

2 委員は、子どもの問題行動等に精通した者並びに子どもの発達及び心理に理解があり、豊かな経験を有する次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 臨床心理士等子どもの発達、心理等についての専門的知識を有する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 弁護士
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 調査委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、調査委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者等に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 調査委員会の庶務は、人権生活環境部人権政策・男女共同参画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。